

第51回高知県オールドパワー文化展実施要領

1 趣 旨

高齢者の手で生まれた作品を展覧することを通じ、高齢者の生きがいを高める余暇活動の高揚を図り、あわせて県民の高齢者福祉に関する理解と関心を深めるとともに、本県文化の向上に寄与する。

2 主 催（予定）

高知県、高知県社会福祉協議会、高知新聞社会福祉事業団
高知県老人クラブ連合会、高知新聞社、RKC高知放送

3 開催場所及び日時

- (1) 場所 高知県立美術館（高知市高須353-2）
○展示会場〔1階 県民ギャラリー、第4展示室〕
○表彰会場〔1階 ホール〕
- (2) 日時 令和5年3月16日（木）～3月21日（火）〔6日間〕
午前9時～午後5時（16日は午前10時～午後5時）
※ただし、初日16日（木）は、午前10時開場（テープカット）
※新型コロナウイルスの状況により中止の場合あり
最終日21日（火）は午後3時閉館（午後3時から搬出）
- (3) 表彰式 3月21日（火）午後1時半から高知県立美術館ホールにて開催

4 入場料

無料とする。

5 出品資格及び手数料

- (1) 県内在住で昭和38年4月1日以前に生まれた者。
（県外在住の本県出身の者、共同制作も可。）
- (2) 出品の手数料は、1点につき1,000円とする。
ただし、審査員の作品及び招待作品は無料とする。

6 推薦作品

本展覧会において、特選（記念大賞を含む）を2回以上受賞している者の作品は「推薦作品」とする。

7 招待作品

これまでの高知県オールドパワー文化展の審査員が出展する作品は「招待作品」とする。

8 出品作品の規格等

(1) 出品条件

出品作品は、次の6部門とし、1部門1人1点まで出品できるものとする。

ただし、作品は自作で未発表のものに限る。なお、未発表作品とは、これまで不特定多数の人の目に触れる形で発表されたことのないものを指す。

(2) 規 格

- ①洋 画・・・作品サイズは8号（45.5cm×27.3cm、Mサイズ）以上。
額装または枠張りを含めた大きさは、縦横180cm以内。
ただし、版画は額装を含めて53cm×45.5cm（10号）以上、縦横180cm以内。
額装にガラス、アクリルは使用しないこと。ただし、水彩、パステル、素描、版画などはアクリルの使用可。
- ②日本画・・・作品サイズは8号（45.5cm×27.3cm、Mサイズ）以上。
額装または枠張りを含めた大きさは、縦横180cm以内。
軸装は不可。
額装にガラス、アクリル等を使用しないこと。
- ③書 道・・・額装または表装を含めて縦243cm、横200cm以内。
額装にガラスは使用しないこと。
- ④写 真・・・4ッ切以上全倍以内とし、枠張りまたはパネル張りにすること。
額装にガラスは使用しないこと。
- ⑤工 芸・・・縦、横、高さ各200cm以内。
額装作品はガラス、アクリル等を使用しないこと。（ただし、押し花など作品の一部とみなされる場合は、ガラス使用可。圧着・密閉すること。）
- ⑥彫 刻・・・搬入・移動・展示が可能なもので、高さ200cm、幅100cm、奥行100cm以内。重量は200kg以内。
石こう、または実材に限る。
土、油粘土は不可。紙粘土は可。

(注) 県立美術館使用規則の変更等により、前項規格内であっても次のものは出品できない。

- ①悪臭を発生し、または腐敗変質の恐れのある素材を使用したもの。（生花・ドライフラワー・流木等、虫菌害の恐れがあるものを含む）
- ②砂、土などを床面に置いたり、また液体など会場設備を損傷、汚染するような素材を使用したもの。
- ③他に迷惑、変形または危害を及ぼす恐れのあるもの、および公序良俗に反すると認められるもの。
- ④その他県立美術館使用規則に違反、また本展の展示や運営に支障を生じる恐れのあるもの。

9 展 示

公募、推薦、審査員及び招待の作品を展示する。

10 審 査

部門ごとに審査員による審査を行う。

11 表 彰

(1) 推薦者の中から各部門について

推薦特賞（2～4点程度）を表彰する。

(2) 一般出品者の中から各部門について

特選（2～4点程度）、褒状（6～14点程度）、高知県社会福祉協議会長賞（1点）、高知県老人クラブ連合会長賞（1点）、努力賞（3～7点）を表彰する。

また、初受賞者の中から財団法人高知県美術振興会より高知県美術振興会奨励賞（1点）が贈られる。

12 第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023）美術展への出品作品の選定

(1) 選定数

「日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真」の6部門への出品作品各2点を選定する。ただし、該当する作品がない場合は選定しないこととする。

(2) ^{えがお}ねんりんピック愛顔のえひめ2023出品

規格

①日本画の部

ア 水墨画を含む。

イ 10号（53.0cm×33.3cm）以上、50号（116.7cm×116.7cm）以内とする。

ウ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

②洋画の部

ア 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。

イ 10号以上、50号以内とする。（版画については、10号未満も可とする。）

ウ 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

③彫刻の部

ア 高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。

イ 重量は200kg以内とする。

④工芸の部

- ア 工芸作品（陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他）とする。
- イ 立体作品は高さ60cm以内とし、平面（壁面を含む。）作品は50号以内とする。
なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。
- ウ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。
- エ 着物は、高さ170cm×幅170cm以内とし、展示具（和装であれば衣桁）とともに出品すること。

⑤書の部

- ア 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
- イ 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5㎡以内とし、縦形式は一辺が242cm、横形式は一辺が182cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。
- ウ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。
刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- エ 釈文を、作品の裏面に貼付すること。

⑥写真の部

- ア カラー、モノクロを問わない。
- イ 長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。
- ウ 木製パネル仕立てとする。額装の場合、ガラスは不可とする。
- エ 画像加工処理は不可とする。

(注) 出品は個人の作品に限る。

13 出品方法

- (1) 出品しようとする者は、所定の出品目録とともに作品を会場に搬入すること。
- (2) 作品の搬入受付は、3月12日(日)午前9時半から午後3時までの間において県立美術館で行う。

14 作品の搬出

作品の搬出は、次の時間に作品預り証と引換えに出品者が搬出する。

- ・ 3月21日(火) 午後3時～午後5時
- ・ 3月22日(水) 午前9時～正午